

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成24年10月18日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成24年10月18日(木) 午前10時 開会
午前10時56分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	三宅秀明	副委員長	南野直司	委員	大澤千恵子
委員	上村高義	委員	弘 豊	委員	森西 正
委員	原田 平				
議長	嶋野浩一朗	副議長	村上英明		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

- ・平成24年第3回定例会審議日程及び議事日程について
- ・摂津市議会会議規則等の一部改正について

(午前10時 開会)

○三宅秀明委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。

本日は議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

来る10月22日から開催予定の第3回定例会におきまして、報告案件5件、認定8件、予算案件2件、条例案件4件、人事案件3件、合計22件の議案案件を予定いたしております。

また、第1回定例会に提出いたしましたので、今日まで継続審査となっております。議案第38号の内容に一部訂正が生じたことから、その内容につきましても説明させていただきます。

案件の概要につきましては総務部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○三宅秀明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 説明に入る前に、昨日私どもで事務報告書の訂正をさせていただいておるところでございますが、この内容につきまして、下水道業務課のほうに厳しく今後指導するようということに注意を行っております。工期、工事名称、工事金額の点が違うということで、特に工期などの日につきましては、継続費を組んでいないとあり得ないような時期となっておりますので、原課で2回校正をさせているんですが、このようなミ

スが出たことを冒頭おわび申し上げておきます。今後、強い指導をしていきたいと考えているところでございます。

それでは、平成24年第3回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第5号は損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。平成24年6月2日午前11時ごろ、摂津市南千里丘6番37号、摂津市立摂津第一中学校敷地北側、パークシティ南千里丘レジデンスC棟4階において、野球部のクラブ活動中にマンションバルコニー隔て板を損壊させたもので、損害賠償額5万4000円となっております。なお、この修理代は全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払いがなされております。

次に、報告第6号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成24年6月29日午後2時30分ごろ、摂津市東別府4丁目6番1号、摂津市立摂津第四中学校グラウンド敷地南側、株式会社マルサン駐車場においてラグビー部のクラブ活動中に駐車車両のフロントガラスを損壊させたもので、損害賠償額11万2,087円となっております。なお、この修理代は全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払いがなされております。

次に、報告第7号は損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成24年6月2日午後0時30分ごろ、摂津市鳥飼中1丁目地先、淀川河川公園駐輪場において、市民イベントにおける公用車と自動車の接触事故でございます。損害賠償額は17万7,442円で、過失割合は本市100%であり、全額、全国市有物件共済会から支払いがなされております。

次に、報告第8号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成24年9月12日午後4時ごろ、摂津市烏飼八防2丁目1番1号、摂津市立摂津第二中学校グラウンド敷地南側において、野球部のクラブ活動中に走行中の車両のラジエーターグリルを損壊させたもので、損害賠償額13万7,477円となっております。なお、この修理代は全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払いがなされております。

報告第9号は平成23年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率報告の件であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項、第22条第1項に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものです。平成23年度決算後の各比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はそれぞれ黒字であり、実質公債比率は7.9%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったため、比率がバー表示となり、それぞれ早期健全化基準を大きく下回っております。また、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計では、資金不足は発生しておりません。

次に認定第1号から認定第8号は、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算でございます。お手元に配付させていただいております、平成23年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額337億2,141万3,921円、歳出決算額334億5,712万5,437円、歳入歳出差引額2億6,428万8,484円、翌年度へ繰り越すべき財源として8,27

0万7,260円、実質収支額1億8,158万1,224円となっております。

次に、認定第2号、平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございますが、収入額といたしまして、22億3,158万5,176円、支出額といたしまして、19億883万9,490円となり、差引額では3億2,274万5,686円の黒字となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入額3,060万円、支出額5億8,299万4,563円となり、差引額5億5,239万4,563円の収支不足となっております。

認定第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額は99億3,391万5,264円となり、歳出決算額102億9,384万942円、歳入歳出差引額3億5,992万5,678円の収支不足額となっております。

次に、認定第4号、平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額16億163万2,644円、歳出決算額2,558万1,272円、歳入歳出差引額15億7,605万1,372円となっております。

認定第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額56億4,462万1,389円、歳出決算額56億4,274万978円、歳入歳出差引額は188万411円となっております。

認定第6号、平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額1,300万8,770円、歳出決算額は同額の1,300万8,770円となってお

り、歳入歳出差引額は0円となっております。

次に、認定第7号、平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額39億8,862万5,227円、歳出決算額39億5,516万5,967円、歳入歳出差引額3,345万9,260円となっております。

続きまして、認定第8号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額6億9,390万707円、歳出決算額6億6,408万9,060円。歳入歳出差引額2,981万1,647円となっております。

次に、議案44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第2号でございますが、現計予算額334億33万1,000円に補正額1億4,165万8,000円を追加し、補正後予算額を335億4,198万9,000円とするものでございます。内容は歳入では平成24年度交付税の算定が確定したことから、普通交付税1億2,190万8,000円、また、財源不足分に充てられる臨時財政対策債4億7,880万円を計上しており、平成23年度決算が確定したことに伴い、前年度繰越金の全額1億8,158万1,000円の補正予算額を計上いたしております。これらのことから、財政調整基金繰入金6億9,324万3,000円を減額補正しております。

歳出では財政調整基金積立金を決算剰余額の2分の1の相当額を積み立てるもののほか、緊急雇用創出基金事業として、統計情報電子化委託料、学校ICT化支援委託料、その他、過年度分国庫府費返還金の補正のほか、都市計画道路岸部千里丘線の物件補償の増額補正をしており

ます。また、学校給食調理業務等委託事業、市民課窓口業務等委託事業の債務負担行為の補正をお願いしております。

次に、議案第45号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、現計予算額41億6,228万7,000円に補正額3,696万1,000円を追加し、補正後予算額を41億9,924万8,000円とするものでございます。内容は介護保険給付費準備基金積立金を積み立てるもののほか、過年度分国庫府費等返還金が主な内容となっております。

次に、議案第46号及び第47号、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございますが、摂津市教育委員会委員が平成24年11月10日に任期満了となることから、後任の選任について議会の同意を求めるもので、齊藤公男氏69歳と山手知榮子氏64歳の任命に同意を求めるものでございます。

次に、議案第48号、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございますが、摂津市公平委員会委員が平成24年11月12日に任期満了となることから、後任の選任について議会の同意を求めるもので、寺田正一氏64歳の任命に同意を求めるものでございます。

議案第49号、摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、災害基本対策法の一部を改正する法律により、防災会議と災害対策本部の役割の見直し等が行われたことから、関係2条例について所要の改正を行うものでございます。その内容は摂津市防災会議条例、防災会議の委員に、自主防災組織を構成するもの、または学識経験者を加えております。

また、摂津市災害対策本部条例、災害対策本部について言及する規定において、

その規定の根拠として災害対策基本法第23条第7項の規定を引用しております。これが第23条の2第8項に改正されたことに伴う条例改正を行うものでございます。なお、施行期日は公布の日からとなっております。

議案第50号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方自治法に基づく都道府県条例による事務処理の特例の制度を活用し、住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという基本的な考え方のもと、これまで大阪府が行ってきた事務の権限を市で引き受けるものでございます。都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務について、大阪府から権限移譲されるものでございます。この対象となります事業は、開発行為の許可等の事務、優良宅地造成の認定事務でございます。なお、施行期日は平成25年1月1日施行となっております。

議案第51号、摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件ですが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、都道府県暴力追放推進センターについて言及する規定において、その指定の根拠として暴対法第32条の2第1項を引用しており、同条が第32条の3に下げられたことから、所要の改正を行うものです。なお、施行期日は、公布の日から施行となっております。

議案第52号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件ですが、対象火気設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、急速充電設備に係る位置、構造、及び管理の基準を定め

るため、所要の改正を行うものです。なお、施行期日は平成24年12月1日から施行いたします。

また、第1回定例会に提出され、継続審議となっております議案第38号の内容に一部訂正が生じ、平成24年10月15日付で訂正をお願いしたところでございます。その内容についても説明させていただきます。施行期日が平成24年8月1日とあるのを、平成25年2月1日に変更するものでございます。訂正理由ですが、議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、当初、施行期日を平成24年8月1日としておりましたが、建設常任委員会における審査の経過を踏まえ、現在の議案の訂正をお願い申し出ておりますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。
○三宅秀明委員長 説明が終わりました。

この際、質問があればお受けします。
大澤委員。

○大澤千恵子委員 報告第5号について、グラウンドの近隣マンションのバルコニー隔て板の損壊ということなんですけれども、これはどれぐらいの高さを越えたのか、どういう感じで越えたのか、ご説明いただければと思います。

○三宅秀明委員長 総務部長。

○有山総務部長 野球部が練習中に放った打球がグラウンドの防球ネットを越えております。この防球ネットの高さは14.9メートルでございまして、グラウンドの北側に隣接するマンションの4階のバルコニーに設置している隔て板、緊急避難時に割れるようになっている隔て板ですが、これに打球が当たりまして、破損させたというものでございます。14.9メートルの防球ネットは建物でいうと5階相当の高さですが、ボールがこ

れを越えて隔て板を損壊したということです。

○三宅秀明委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 それと、もう1つ報告第6号について、これもどこかを越えたんですか。

○三宅秀明委員長 総務部長。

○有山総務部長 報告第6号でございしますが、四中のラグビー部が練習中にボールを真上に蹴り上げて、それを受けとめるといふ形の練習を行っておりました。四中の防球ネットは高さが14メートルございます。この14メートルを越えて隣接する駐車場に駐車していた車のフロントガラスに当たり、ガラスを損傷させたものでございます。指導教員等もついておりましたが、結果として駐車中の車にラグビーボールが当たったということでございます。

○三宅秀明委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 もう1件の報告第8号の分、これも越えたということですか、全部越えたということですか。

○三宅秀明委員長 総務部長。

○有山総務部長 報告第8号の件でございしますが、これは二中の野球部の練習中であつたものでございまして、この二中の場合は高さが16メートルの防球ネットでございます。これを越えてグラウンド南側の道路下に落下し、バウンドした軟式ボールに走行中の軽自動車のラジエーターグリル、フロントグリルの中側になるんですが、こちらに当たりまして損傷したものでございます。防球ネットをしておるんですが、高さ16メートルを越えたということであつたものでございまして、今回はそのことで走行中の車両に損傷を与えたということになっております。

○三宅秀明委員長 ほかに質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○三宅秀明委員長 議会運営委員会を再開します。

第3回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、第3回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は10月22日から11月8日までの18日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の10月22日は付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

23日が建設及び民生常任委員会で、建設常任委員会終了後、協議会が予定されております。

24日が総務及び文教常任委員会で、文教常任委員会終了後、協議会が予定されております。

24日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

続いて、25日が駅前等再開発特別委員会。31日が議会運営委員会、11月2日は本会議で一般質問。5日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

7日及び8日の本会議は、役員改選でございます。また、8日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定

例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、10月22日につきましては、日程1が会期の決定。日程2が、議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件でございます。議案第38号につきましては、平成24年第1回定例会に提出され、継続審査となっております。この訂正の件につきましては、10月15日付で、市長から訂正の申し出があり、本会議で承認の議決をお願いするものでございます。日程3が、議案第46号から48号の教育委員会委員の任命同意と公平委員会委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。日程4が、認定第1号など14件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。日程5は、報告第5号など5件で、一括して報告を受けていただきます。日程6の常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件につきまして、総務、文教及び民生常任委員会の委員長から閉会中の事務調査につきまして、本会議でご報告いただくものでございます。

次に、3ページでございますが、11月2日は一般質問でございます。5日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件など付託案件の7件で、委員長報告、採決となります。

次に、7日及び8日につきましては、

議会役員の改選でございまして、議事日程につきましては、両日とも常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。以上が議事日程でございます。

次のページの議案付託表につきましては、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後、別にとじております所管別分割表につきましては、認定第1号、平成23年度一般会計歳入歳出決算、及び議案第44号、平成24年度一般会計補正予算（第2号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。以上、事務局案の説明といたします。

○三宅秀明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

弘委員。

○弘豊委員 1点だけ確認と言いますか、教えていただきたいんですが、議事日程の2番目に挙がっている、議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件については、先ほど初日に議決をとるということでしたけども、議案訂正についての賛否を確認するというようなことになるんですか。

○三宅秀明委員長 湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 今回、市長から訂正の申し出が出ておりますので、その訂正を承認するかしないかの議決をとっていただきたいと考えております。

少し補足で説明させていただきます。10月22日の議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件につきましては訂正を承認するかしないかの議決をとっていただいた後、議案自体につきましては建設常任委員会に付託していただいて、建

設常任委員会に審査いただいた後、11月5日の本会議で議決というのが通常の流れかと考えております。

○三宅秀明委員長 事務局からの説明を経て何か質問がございますでしょうか。

原田委員。

○原田平委員 議案の訂正を認めるかどうかについて議決するということですね。

○三宅秀明委員長 湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 訂正について施行期日が24年8月1日から25年2月1日と訂正されましたので、そのことについて承認するかしないかということの本会議の初日で議決をとっていただきたいと考えております。

○三宅秀明委員長 それでは、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に摂津市議会会議規則等の一部改正についてですが、本件は事務局から説明を受け、質問があれば行っていただき、その後会派へ持ち帰り、10月31日の本委員会で協議をお願いしたいと考えております。それでは事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、摂津市議会会議規則等の一部改正につきましてご説明申し上げます。

このたびの摂津市議会会議規則等の一部改正につきましては、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市議会に関する例規を改正するものです。

資料1の地方自治法の一部を改正する法律(概要)についてをごらんいただきたいと存じます。

地方自治法の一部改正につきましては、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うもの、また、内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会において取りまとめられた地方自治法改正案に関する意見に基づくものでございます。

改正事項については、大きく5点ございます。(1)といたしまして、議会制度の見直しに関する事項。裏面に移りまして、(2)議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項、(3)直接請求制度の見直しに関する事項、(4)国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項、(5)一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項の5点がございます。

本日、ご説明させていただく摂津市議会会議規則等の一部改正に関しましては、表面の(1)の議会制度の見直しに関する事項の改正に伴うものでございます。

再度、資料の表面をごらんいただきたいと思えます。(1)地方議会制度の①、地方議会の会期についてご説明申し上げます。地方議会の会期については、地方公共団体の議会については、現行制度は議会の会議の種類として、定例会と臨時会の2種類を定め、定例会については毎年条例で定める回数、臨時会については必要がある場合に、その事件に限り招集することとしております。また、会期及びその延長、開閉に関する事項は、議会がこれを定めることとしております。

今回の改正は、定例会、臨時会という種類を設けず、通年の会期とする特例について、これを条例による選択制に委ね

ることとするものであります。

次の②の臨時会の招集につきましては、議長等の臨時会の招集請求に対して、長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとするものです。これは、平成18年の地方自治法改正により臨時会の招集請求があったときは、長は請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないこととされましたが、一部の地方公共団体において臨時会の招集請求がなされたにもかかわらず長が招集しない事態が生じたことから、議会側が必要と認めるときは確実に臨時会が開かれるようにするため、長が招集義務を果たさない場合には議長が臨時会を招集することができるようにしたものです。

③の議会運営については、2点ございます。1点目が委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任するものです。これは、改正前の地方自治法においては、議会の委員会などの組織運営等に関して規定されている事項が多かったことから、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、法で定めていた事項を条例に委任するというものです。

2点目は、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとするものです。これは、改正前においては公聴会の開催、参考人の招致を法が明確に認めていたのは委員会のみでありましたが、小規模な地方公共団体においては議員数が少人数であるため、委員会でを行うことは実態に合わない状況でありました。このため、委員会だけでなく本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようにしたものです。

④の議会の調査権につきましては、議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとするものです。いわゆる百条調査権については、得られる公益と、出頭、証言を要請される者がこうむる影響を比較考量した上で、公益が上回る場合に行われるべきであります。出頭を要請する必要性が乏しい場合にまで関係人に対して出頭を要請すると、関係人に不当な負担を強いるおそれがあるため、特に必要があると認めるときに限ると要件を明確化したものであるとされています。

次の⑤の政務活動費につきましては、政務調査費の名称を政務活動費に、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとするもの、議長は政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めることとするものです。

政務調査費は地方議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図るために、議会における調査研究費等の助成を平成12年の自治法改正により制度化したものであり、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付することとしているものであります。

今回の改正は議長会の要望を踏まえた議員修正によるものであります。政務調査費の名称を政務活動費に、交付目的にその他の活動を加えて、議員の調査研究その他の活動に資するためとし、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとするとともに、議長に政務活動費についての用途の透明性の確保の努力義務を課したものでありま

す。

以上、地方自治法の一部改正のうち、議会制度の見直しに関する事項の概要についてご説明申し上げました。次ページ以降に詳細が記載されております、総務大臣通知を添付いたしておりますので、後ほど、ご確認いただければと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、摂津市議会会議規則等の改正案につきまして資料1の(1)地方議会制度の①から⑤に照らし合わせてご説明申し上げます。①の議会の会期につきましては、定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるという内容でありますので、今回、改正は予定いたしておりません。今後、必要に応じてご議論いただき、通年の会期を選択することと決定いたしましたら、例規の整備等の対応をさせていただきたいと考えております。

②の臨時会の招集権及び④の議会の調査権に関しましては例規の整備は特に必要ございません。

③の議会運営のうち、1点目の委員会に関する規定の簡素化につきましては、摂津市議会委員会条例及び会議規則を整備する必要がありますが、この部分に関する地方自治法の一部改正の施行期日が公布後6か月以内とされておりますことから、施行期日が定められた後、改正手続を進めたいと考えております。

2点目の本会議における公聴会、参考人制度の導入につきましては、会議規則中に、これらの手続の規定の整備、また、条項ずれ等に伴う整備を行いたいと考えております。

それでは、資料2の摂津市議会会議規則新旧対照表の案をご参照願います。1ページの右側中ほど、会議規則の第1章中に新たに節を設けまして、第9節とし

て公聴会、参考人制度について規定する予定です。規定いたします条文につきましては、具体的には2ページの下段部分から4ページにかけて掲載いたしております。なお、この規定いたします条文につきましては、全国市議会議長会から示された標準会議規則を参考にいたしております。

また、この公聴会、参考人に関する節を新たに設けることに伴いまして、それ以降、条項ずれ等が生じてまいりますので、その整備をいたす予定です。

この本会議における公聴会、参考人制度の導入に関する地方自治法の一部改正の施行期日は、公布の日から、平成24年9月5日から施行となっております。

最後の⑤の政務活動費につきましては、政務調査費の交付に関する条例を整備する必要がありますが、本件に関する地方自治法の一部改正の施行期日が、公布後6か月以内とされておりますことから、施行期日が定められた後、条例改正の手続を進めたいと考えております。

以上、会議規則等の一部改正案につきまして、ご説明申し上げましたが、資料1の2ページ目の下段をごらんいただきたいと思っております。資料1の2ページ目の下段、2の施行期日ですが、このたびの地方自治法の一部改正のうち施行期日が公布の日、平成24年9月5日から施行されているものと、公布の日から6か月以内に定められる日とされているものがございまして、事務局といたしましては、公布の日から施行されている部分であります、議会運営のうち本会議における公聴会、参考人の導入に関する部分の改正につきましては、速やかに例規を整備したいと考えております。公布の日から6か月以内に定められる日とされているもの、具体的には議会運営のうち委員会に

関する規定の簡素化及び政務活動費につきましては、今後、施行期日が確定した段階で関係条例等の改正手続をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○三宅秀明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

弘委員。

○弘豊委員 法律の改正に伴う例規の整備ということですが、今後の流れとしては具体的にどうなるのでしょうか。

○三宅秀明委員長 湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 今後の流れですが、本日、ご説明させていただいた内容を、会派に持ち帰りいただきまして、今度10月31日に議会運営委員会がありますので、本委員会でも一度会派での意見をご協議いただきまして、まとまりましたら議会議案といたしまして、本会議、第3回定例会中に議決をいただきたいと考えております。11月5日に議決をいただければと考えております。以上が簡単な流れとなります。

○三宅秀明委員長 弘委員。

○弘豊委員 10月31日に一旦、意見集約をして、それでまとまれば、議事日程に追加するという事になっておるわけですね。いろいろ意見が出て、そこでまとまらなければまたそれ以降というようなことで、どこかしらで議決をとっていくというようなことになるわけですか。

○三宅秀明委員長 湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 まず、地方自治法の一部改正につきまして、施行期日が9月5日で既に到来しているものと、そうでないものと2種類になります。既に9月5日から施行されている部分については速やかに例規の整備をしたいと考えております。内容につきましても地方自

治法が一部改正されたことに伴い、必ず変えないといけない部分と、会期制度のように地方自治体によってどちらを選ぶか選択できるものがありますけれども、今回、新旧対照表をお配りさせていただいています、公聴会、参考人制度の導入につきましては、法で決められた、そういうことができると決められたものですので、摂津市議会の会議規則中にその制度についても設けなければならないと考えておりますので、できたらその部分につきましては速やかに、この第3回定例会で会議規則の改正を行いたいと考えております。

○三宅秀明委員長 ほかに質問はございませんか。

上村委員。

○上村高義委員 スケジュールについて事務局から説明があったんですけども、この進め方について、この議会運営委員会で、それでいいのかどうかというのを決めるべきだと思うんです。今、口頭で事務局から説明があったこのスケジュールについて本来は工程表のようなものを事務局につくってもらって、それを議会運営委員会でこの進め方でいいかを諮って決めて進めるべきであったと思います。

口頭で事務局から説明を受けましたが、本来は工程表で、文書で進め方についてもここで協議して決めるべきではないかというふうに思うんですけども、今だと事務局がつくった型に乗るということになるんですけども、それでは議会運営委員会としての役割が全うできないのではないかと思うんです。皆さんはどうでしょう。今、言ったスケジュールについて、進め方についても合意を得ることについて。

○三宅秀明委員長 森西委員。

○森西正委員 上村委員がおっしゃって

いることも一理あるのかなと思うんですけども、今回示された部分で、それだけでいいのか、ほかにも改正しなければならぬ部分もあるのか、それは事務局のほうが出された、それを持ち帰って各会派で議論していただき、協議していただいて、次の議運のときに、会派の中で議論していただいた部分も出して、今後どういうふうに進めていくべきなのかを協議するというところで進められたらいいのかなと思います。スケジュールに関しては上村委員がおっしゃったように、こういうふうな流れでいきますよというふうな形で出されてもよかったのかと思います。

○三宅秀明委員長 ただいま、上村委員、また森西委員からご意見をいただきまして、スケジュール、工程表につきましては確かにそのとおりだと思います。

ただ、今回につきましては先ほど説明にありましたように、必要に迫られて制定を考えるという会期規則に絞ってお願いしておるところでございます。そのほかの案件につきましては、法律の施行をにらんでさまざまな情報収集等が行われておる最中でございます、そういった情報を精査した上で新たに今後、本市で対応すべきことが決定されていくと思いますので、そういった流れの中で適切に対応はさせていただきたいとは考えております。今回につきましては、公聴会、参考人制度の導入について次回の10月31日と、日程的には確かに短い点もあろうかと思うんですけど、その点はお願ひしたいというところでございます。上村委員。

○上村高義委員 いろいろな案件があって、公聴会、参考人制度の導入についてはそういうことで。それでもやっぱり方針を示して、10月31日にしますと文

書で出してもらわないと、我々も日程を確約できないわけですから、そういう意味では、ここで31日でもいいですかということ合意しないと前へ進めません。本来は、ここに文書でもって31日でもいいですかということを示しておいて、異議がなければそのまま進むという、議会運営委員会が主導権を持って進めるということにしないと、今、事務局から提案があったことに対して、いいですかということで、今、異議がなかったけれども、ほかの部分についても文書で示して、進め方についての文書が必要じゃないかなと思っています。そのことも今後検討してほしいなということで要望しておきます。

○三宅秀明委員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 質問がないようでございます。それではこの件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、会派へ持ち帰っていただき、次回の本委員会で協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 三宅秀明

議会運営委員 森西正